

※事前申請以外での使用はできません。

被扶養者現況表

個人番号提出者用

㊦ 被保険者等		㊧ 勤務先名称	㊨ 認定対象者の氏名 例：妻・長男・長女	㊩ 続柄	㊪ 年齢	㊫ 職業	㊬ 今後の収入月額	㊭ 同居・別居区分	㊮ 備 考
記号	番号	被保険者本人氏名							
			※住民票と同一の氏名			a. パート・アルバイト b. 無職 c. 学生 d. その他〔 〕	円／月	同居 別居	

↳ =下記【3】～【6】 合計月額

※個人番号は被扶養者申請と同時に提出が必要です。

被扶養者異動届に記入もしくは個人番号届と併せてご提出ください。

※高校生以下で続柄が「子」の申請には添付不要です。

※提出後に訂正及び記入漏れがあった場合は、一旦返戻させていただきます。

※申請時の状況によって、別途添付書類の提出をお願いする場合があります。

【2】から【10】の該当する全ての項目に ☒ してください。

■認定対象者の状況について

【1】申請する理由	
☒ 被保険者の取得に伴う申請	
【2】認定対象者の配偶者の収入状況(認定対象者の⑩続柄が「妻」・「夫」の場合は記載の必要はありません。)	
☐ 配偶者なし	
☐ 配偶者あり 昨年の収入(円/年)、現在の収入(円/月) ※年金収入含む	

■認定対象者の収入状況について

【3】雇用保険(失業給付)の受給状況									
☐ 受給なし		☐ 受給あり及び受給予定							
(権利無し、手続きをしない、受給終了)		☐ a. これから申請する		申 請 予 定		(年 月 頃)			
		☐ b. 申請中又は受給中		求職申込年月日		(年 月 日)			
				受給開始日		(年 月 日)			
		基本手当日額		(円) × 30 =		(円 / 月)			
		☐ c. 受給延長中							
【4】給与などの収入(諸控除前の金額を記入してください)									
☐ 収入なし		☐ 収入あり							
		☐ 給与収入(パート・アルバイト含む)		月 額		(円)			
【5】休業給付等の受給 (傷病手当金 等)									
☐ 受給なし									
☐ 受給あり		給付金名 ()		日 額 (円)		× 30 日 = 月 額 (円)			

【6】年金等の受給（諸控除前の金額を記入してください）			
□ 受給なし □ 受給あり			
□ a. 厚生年金（老齢・障害・遺族）	月額（		円）
□ b. 国民年金（老齢・障害・遺族）	月額（		円）
□ c. 共済年金（退職・障害・遺族）	月額（		円）
□ d. 個人年金	月額（		円）
□ e. 企業年金	月額（		円）
□ f. 基金（厚生年金・国民年金・農業者年金）	月額（		円）
□ g. その他（	月額（		円）

【7】 昨年の所得状況（下記に該当する場合のみ記入してください）

□a. 自営業・フリーランス	年間金額 (円)
□b. 利子・配当金	年間金額 (円)
□c. 家賃・不動産	年間金額 (円)

■送金及び援助の状況について

【8】別居の場合の被保険者本人からの送金		
送金額（一ヶ月	円）	学生を除く16歳以上の方は、送金証明と仕送申立書の添付が必要です。
※後日、被扶養者資格確認時においても、認定対象者への送金額が分かる書面をご提出いただきます（振込明細写しなど。手渡し不可）		
【9】被保険者以外からの生活費の援助について		
金額（	円／月）	間柄（

■被保険者本人の配偶者について(認定対象者の⑤続柄が「子」の場合記載してください)

【10】被保険者本人の配偶者の収入状況

☐ 配偶者なし

☐ 配偶者あり 昨年の収入(円/年)、現在の収入(円/月) ※年金収入含む

必ず☑が必要です。チェックのないものは受付できません。

☐裏面の注意事項を一読し、内容を確認しました。被扶養者認定基準を満たすので申請します。

健康保險組合理事長 殿

上記の通り相違ありません。なお、事実と相違していたことが判明した場合には、被扶養者の認定取消を了承し支払われた医療給付費について返納をいたします。

被保険者本人氏名

(注意) 認定対象者の氏名ではなく、被保険者の氏名をご記入ください。

※故意に偽りの申請をしたことが判明した場合は、申請そのものが無効となります。

個人番号提出者用

※個人番号を提出しない方は別様式の現況表を使用してください。

●被扶養者の認定申請をされる方への注意事項

必ずご一読のうえ「被扶養者現況表」を記入してください。

被扶養者となるための条件

- ・被保険者の三親等内の親族であること。
- ・日本国内に住所を有していること。または、日本国内に住所を有しないが、国内に生活の基礎があると認められること。（詳細は当健保ホームページをご確認ください。）
- ・国内に住所を有する外国籍の人については、滞在目的が次の特定活動ではないこと
 - ①病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動、またはその人の日常生活の世話をする活動
 - ②1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動
- ・認定対象者が主として被保険者の収入で生計を維持していること。
 - 被保険者と同居の場合
認定対象者の年間収入が130万円未満※1で、かつ、被保険者の収入の2分の1未満であること。
 - 被保険者と別居の場合
認定対象者の年間収入が130万円未満※1で、かつ、被保険者からの送金額より少ないこと。
※1 対象者が60歳以上、または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満
※上記の条件を全て満たしたうえで世帯関係や収入状況に応じて総合的に判断し当組合が認定します

◆記入の方法◆

下記を参考にして被保険者ご自身で正しく記入してください。

提出後に訂正及び記入漏れがあった場合は一旦返戻させていただきます。

1. ㉔から㉔については、認定対象者について記入してください。
2. ㉔は被保険者との続柄を記入してください。「子」の場合には長男、長女など詳しく記入してください。
3. ㉔で「その他」に該当する場合は具体的に記入してください。
4. ㉔は申請日を基準としてこれから1か月間の見込み収入金額（源泉等徴収前の総収入）を記入してください。
自営業者、フリーランス、利子、配当金等については㉔の記入は必要ありません。

認定対象者の状況について

【1】申請する理由

今回の事前申請に対する理由は、被保険者の取得に伴う申請となります。

【2】認定対象者の配偶者の収入状況

配偶者「あり」の場合の収入金額は、源泉等徴収前の総額を記入してください。

認定対象者の収入状況について

全ての収入について正確に記入してください。

給与収入者は、所得金額ではなく源泉等徴収前の総収入を記入してください。

【3】雇用保険（失業給付）の受給状況

失業給付金は収入となります。受給金額が日額3,612円（60歳以上は5,000円）以上の場合は被扶養者になれません。

【7】昨年の所得状況

自営業等、項目に該当する方のみ記入してください。昨年1年間の金額を記入してください。自営業者は、課税（非課税）証明書および確定申告書（税務署受付印のある写）の総収入から、必要経費を差引いた所得金額を記入してください。

送金及び援助の状況について

【8】別居の場合の被保険者本人からの送金

学生を除く16歳以上の方は、送金証明と仕送申立書の添付が必要です。

振込明細などをご覧になり正確に記入してください。送金額は、認定対象者の衣食住などの生活費をほぼ負担できる程度 of 金額が必要です。

なお、後日実施する「被扶養者資格確認」時においても、送金額の分かる書面の提出をお願いしますのでその事実が確認できる書類の保管をお願いします（手渡し不可）。

被保険者本人の配偶者について

【10】配偶者「あり」の場合の収入金額は、源泉等徴収前の総額を記入してください。

◆被保険者の方へお願い◆

この被扶養者現況表は健康保険被扶養者認定の判断をするための重要な確認書類となります。記入の際は誤りのないよう正しく記入してください。

被扶養者資格確認時には必要書類の提出をお願いします。その際に故意に偽りの申請をしたことが判明した場合は被扶養者申請自体が無効となります。

なお、認定後に被扶養者の要件を満たさなくなった場合はその事由の発生時に削除手続きが必要です。

以上を確認いただき表面の被扶養者現況表を記入し㊦（チェック）のうえ提出してください。